三浦市における被災者支援に関する各種制度一覧

利用できる可能性がある制度に☑。

手続き済	↓	分類	No.	制度名称 ★被災したらまず申請！	概要	対象	罹災証明	被災証明	被害の程度 全壊	半壊（大規模・中規模）	半壊	準半壊	一部損壊	きくみみNo.	必要書類等	問い合わせ先 046-882-1111
□	□	罹災証明	1	罹災（届出）証明書	自然災害により家屋（住家）が破損・倒壊した場合、その被害の度合いを証明するもの。 罹災届出証明書は、届出があったことを証明するもの。	住家に被害を受けた方	－	－	－	－	－	－	－	2-1	本人確認書類 被災写真	罹災証明等対応班 （分館3階会議室） 504・505・506・507
□	□			被災証明書	自然災害により家屋（非住家）が破損・倒壊した場合、その被害の度合いを証明するもの。	住家以外の建物に被害を受けた方	－	－	－	－	－	－	－	2-1	本人確認書類 被災写真	
□	□	生活資金・見舞金等	2	災害弔慰金・見舞金	災害により被害を受けた方に対し、見舞金および弔慰金を支給するもの。	災害により死亡した方、負傷、家屋が全壊等をした方（世帯主、配偶者、子、孫、祖父母等） ※災害見舞金は「自己所有」かつ「居住」が対象	○	－	○	○	○	－	－	3-1	担当に問い合わせください。	福祉課 （分館2階） 内線355・356
□	□		3	災害障害見舞金	災害により重度の障害を受けた方に対して支給するもの。	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民（世帯主、配偶者、子、孫、祖父母等）	○	－	－	－	－	－	－	3-2	担当に問い合わせください。	
□	□		4	災害援護資金の貸付け	災害によって負傷、住居、家財に被害を受けた世帯主に貸し付けするもの。	被害を受けた世帯の世帯主(主としてその生計を維持する方)※所得制限あり。	○	△	○	○	○	－	家財が1/3以上の損害がある場合。	3-5	担当に問い合わせください。	
□	□		5	被災者生活再建支援金	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 ⑤住宅が半壊し、相当規模の修理を行わなければ居住することが困難な世帯 ※住宅に居住していない場合は対象外	○	－	○	○	△	－	－	3-5	担当に問い合わせください。	
□	□	税金等の減免・免除	6	固定資産税の減免 市県民税の減免 国民健康保険税の減免	損害の程度により各市税を減免するもの。	損害の程度により適用内容が変わるため、詳細は担当課へ確認してください。 ※固定資産税は「賃貸」対象外	○	－	○	○	○	－	－	4-3	罹災証明書の写し 本人確認書類	税務課 （分館1階） 244 保険年金課 （本館1階） 301
□	□		7	介護保険料の減免	損害の程度により介護保険料を減免するもの。	損害の程度により適用内容が変わるため、詳細は担当課へ確認してください。	○	－	○	○	○	－	－	4-4	罹災証明書の写し 本人確認書類	高齢介護課 （本館1階） 354・363・364
□	□		8	国民年金の減免	損害の程度により国民年金保険料を減免するもの。	損害の程度により適用内容が変わるため、詳細は担当課へ確認してください。	○	○	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等					4-4	罹災証明書の写し 本人確認書類	保険年金課 （本館1階） 302
□	□		9	後期高齢者医療保険料の減免等	損害の程度により後期高齢者保険料を減免するもの。	損害の程度により適用内容が変わるため、詳細は担当課へ確認してください。※「住家」のみ対象	○	－	○	○	○	－	－	4-4	罹災証明書の写し 本人確認書類	保険年金課 （本館1階） 304
□	□		10	水道、下水道料金等の減免	基本料金、従量料金を1回分減免するもの。	罹災証明又は被災証明を交付された方	○	○	○	○	○	○	○	4-5	罹災証明書又は被災証明書の写し	営業課 （第2分館2階） 383
□	□	子育て・教育	11	保育料の減免	損害の程度により保育料を減免するもの。	三浦市が保育料額を決定している保育園等に通っている子がいる世帯	○	－	子ども課までお問い合わせください。					7-1	罹災証明書の写し	子ども課 （分館2階） 366
□	□		12	学用品の給与	学用品を無償給付するもの。	住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水により、学用品が喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	○	－	○	○	○	－	－	7-2	罹災証明書の写し	学校教育課 （第2分館2階） 409
□	□	環境	13	災害による廃棄物処理手数料の減免	災害により生じた一般廃棄物を三浦市廃棄物処理施設に自ら搬入する場合、施設へ搬入した際のごみ処理手数料を減免するもの。	市職員が現場で損害の程度を確認した後、市の処理施設への搬入が可能な場合	廃棄物対策課にお問い合わせください。									廃棄物対策課 （環境センター） 295・291・299
□	□		14	災害ごみ・土砂の受入れ	災害により生じた災害ごみや土砂を受入れするもの。	罹災証明書を受けた方	○	○	予約が必要であるため、事前に廃棄物対策課までお問い合わせください。					2-7	罹災証明書の写し	廃棄物対策課 （環境センター） 291・299
□	□		15	家屋の消毒に関する案内	浸水被害にあわれた家屋等の消毒方法の案内するもの。	浸水被害に遭った家屋等	－	－	－	－	－	－	－	2-6	なし	健康づくり課 （三浦合同庁舎2階） 370・371
□	□	住まい	16	賃貸型応急住宅の供与	ご自宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、県が、災害救助法に基づき県内の民間賃貸住宅を一時的に借り上げて賃貸型応急住宅として供与するもの。	次のすべての要件を満たす方 （1）災害発生時に、災害救助法を適用した横須賀市、三浦市に居住していた方 （2）当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方 ①住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方 ②住宅が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 ③住宅が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ④二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方 ⑤災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方 ⑥その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方 （3）他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方 （4）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方	○	－	○	○	△	－	－	2-2	市HPをご覧ください。	防災危機対策室 （三浦消防署） 60643
□	□		17	被災した家屋等の解体・撤去（公費解体・自費解体）	損壊した個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、罹災証明書または被災証明書で「全壊」の被害を受けたものについて、市が所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援するもの。	罹災証明書（又は被災証明書）で、「全壊」と判定された建物	○	○	○	－	－	－	－	2-5	調整中	廃棄物対策課 （環境センター） 291・299
□	□		18	住宅の応急修理	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に欠くことのできな部分の必要最小限の応急的な修理を支援するもの。	災害により住宅が原則、半壊又は準半壊の被害（罹災証明書による）を受け、自ら修理する資力のない世帯	○	－	－	○	○	○	－	2-3	市ホームページをご参照ください。	都市計画課 （分館3階） 272・273・274
□	□		19	障害物の除去	被災した住宅に流入した土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を支援するもの。	災害により住宅が半壊又は床上浸水の被害（罹災証明書による）を受け、自ら除去する資力のない世帯 ※災害救助法に基づく「賃貸型応急住宅の供与」を利用していない世帯	○	－	－	○	○	－	－	2-4	市ホームページをご参照ください。	都市計画課 （分館3階） 272・273・274
□	□		20	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。 ※現物での給与もしくは貸与	住宅が全壊、半壊又は床上浸水により、生活上必要な寝具や、その他日用品等を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方	○	－	○	○	○	－	－	－	調整中	財産管理課 （第2分館2階） 250